

第2回大阪市特別職報酬等審議会議事要旨

- 1 日 時 平成26年5月28日(水)午前10時00分～午前11時50分
- 2 場 所 大阪市役所P1階 会議室
- 3 出 席 者
 - (委員) 池田会長、渡部会長職務代理者、生駒委員、中村委員、西委員、藪根委員、山崎委員
 - (市側) 村上副市長
《人事室》
黒住人事室長、機谷次長、坂本次長、古畑給与課長、米倉給与課長代理、松原担当係長
《財政局》
松下財務部長、上原総務担当課長、舟橋総務担当課長代理、名倉担当係長
《政策企画室》
松本秘書部長、平田秘書担当課長、小原秘書担当課長代理、小松担当係長
《市会事務局》
小西総務担当課長、綱田総務担当課長代理、明見担当係長
- 4 議 題 市長及び副市長の給料及び退職手当の額について
- 5 議事要旨
 - (1) 人事室、財政局及び政策企画室から、資料を説明。
Q. 収支バランスは取れ、自治体の財政指標はクリアしており、市の財政は健全だが、国民健康保険会計や生活保護費が財政を圧迫しているという認識で良いか。
通常収支は不足するが補てん財源活用で収支相償う状況。生保の負担は大。
Q. 市長、副市長の登庁(出勤)状況はどうか。
市長が登庁しない日は週に一度あるかどうか、登庁しない日もメール等での指示がある。副市長はほぼ一般職の職員と同じような状況。
Q. 新公会計制度にはいつ取り組むのか。
大阪府に倣い東京都方式で27年度に導入予定。
 - (2) 渡部委員から、委員提出資料「日米人口50万人以上市の市長・市議会議員年額報酬比較」を用い、住民負担コストの視点から日本の市長、議員報酬は米国のそれに比べ相当程度高い旨の説明をいただいた。
データの出典元、算出方法について事務局より補足説明
 - (3) 村上副市長と委員の意見交換

Q . 一般職と特別職での違い、また、市長と副市長の違い、役割、権限は。

一般職であった局長時代は所掌事務に全責任を負っていたが、副市長は、所掌事務の範囲が広がり、所属間の調整も行う。3 副市長は市政を 3 分して担任し、議会対策は共同で対応。市長は政策の方向性を示すことが役割で、副市長は市長の示す政策の実現に向け、効率的に、かつ、市民の理解が得られるように、業務を円滑に進められるように調整することが仕事と考えている。

Q . 民間のように報酬に業績を連動させることについてどう考えるか。

市長の補佐、調整役という点から副市長の給与に業績を反映させることは困難ではないか。

Q . 大阪市は、地方自治体の憲法といえるチャーター（基本条例）を導入しないのか。

特別職の報酬は報酬審に諮り議会で条例改正する仕組みであり、政策面では本市では市長が毎年度、予算案とともに市の運営方針を示している。

Q . 市の遊休資産の活用やファシリティマネジメントについてどうお考えか。

本市は遊休資産の売却はじめ公有財産の活用を進めており、ファシリティマネジメントでは全庁的なチームを作り民間有識者の意見もいただきながら取り組んでいるが、公共施設なので地域住民の声も反映する必要がある。

Q . 行政コストで見れば横浜市や名古屋市に比べ高いがどうか。

行政職員数は多くないが、家庭ごみ収集業務の直営や市立高校、市立幼稚園などが他都市に比べ多く、市民利用施設も多いため、その面で行政コストがかかっているのは事実。人件費削減などコスト抑制は相当進めている。

（４）各委員の主な意見

- ・ 日米で民主主義の歴史、市長の選出方法など違いがある中、海外比較は参考にはなるが報酬水準を議論してよいかという疑念がある。日米ともに人口の多寡で住民コストが変化している点は同じ。
- ・ 住民コストという視点は分かりやすいが、各自治体では立地企業の経済活動などその都市ニーズに応える行政をしている点を考えると、常住人口でコストを比較するのはどうなのか。
- ・ 地方自治は市民全体がボランティアで積極的に参加し、安いコストで運営するのが欧米の潮流である。
- ・ 諸外国や他都市との比較をする際は、共通に見るための諸条件を考慮し、比較する必要がある。
- ・ 地方自治体の首長の年収を退職手当分も考慮して考える際に、この基準は超えてはいけないという上限はあるのか。
- ・ 欧米では、政治的に任命された者はボランティア精神が強く報酬は低い。職員から副市長になった者の報酬は過去の業績を考慮して高い報酬となる。市長と副市長の

報酬の考え方は別にすべき。市長はよりボランティアの精神が必要。

- ・ 資産家でなければ市長になれないような報酬では困る。

(5) 今後の対応

- ・ 第 3 回審議会においては、市長及び副市長の給料及び退職手当の額について集中的に審議することとし、事務局と調整をして、次回の議論の主なテーマを予め各委員にお示しをする。欠席される委員も意見を出していただければ審議に反映する。
- ・ また、第 4 回審議会で、市長、副市長の給料及び退職手当の額についての答申の基礎となる具体的な方向性や水準について整理しつつ、市会議員の報酬及び政務活動費の議論をスタートさせたい。